



＜第44回県通常総会開催＞

5月24日(月)、ホテルメトロポリタン山形に於いて第44回山形県宅建協会等三団体通常総会が開催されました。

上程議案は、満場一致で承認されました。

これにより、平成25年11月30日まで「公益認定法人へ移行すること」が承認され、申請に向けスタートしました。

また、新役員の改選があり、会長に日向孝吉氏が再選されました。

懇親会も、多くの来賓をお迎えし、親睦を深める事が出来ました。

～新理事紹介～

人生でいちばん美しいものは、一生懸命やる事、これに勝るものはなしと、先人は素朴で尊い言葉を残しております。

不動産業界の苦境や試練には、今こそ自分を磨く時であり、私には大役の理事であります、協会発展のため全力で職務を担って行きたいと思っております。

“雲の上には青空”不動産業界にも日が昇る時がきっと来ると信じております。

(経理部 後藤 俊榮)

不動産業に携わってから二十数年、協会の運営など考えたこともなく過ごして来ました。

まして理事なんて。しかし、先般、前理事のM氏より「理事になってもらえませんか」と声をかけられた時、気付かされました。

ここまで来れたのも、協会を運営して下さった理事の方々がおられたお陰、今度は微力ながらお返しする番なのかなと。「一生懸命」などとは言えませんが、出来る範囲で頑張りますので宜しくお願いいたします。

(相談部 庄司 誠)

～新監事紹介～

公益法人認定に向けた様々な取り組みが今、全宅連を頂点とした各都道府県宅建協会で行われています。当協会山形支部も、その影響を受けながらいそぎ足で試行期間に突入したと言ってもいいでしょう。支部にとってこの一年間は今後を左右します。事業面、財務面共に試金石の年になると思います。

その重要な時期に監事の任を仰せつかり、非常に大きな責任を感じております。しかし、この機に業界全体の地位向上を目指し、少しでもお役に立てるよう、刻苦勉励努めて参りますのでよろしく願い申し上げます。

(監事 小野 和行)

＜宅建議員連盟会長より、一部税制改正のご報告をいただきました。＞

山形県県税条例の一部を改正する条例の概要

1. 不動産取得税
 - 税負担軽減措置等の見直し
 - (1) 特例措置の適用期限を2年延長 (H22. 3. 31→H24. 3. 31)
 - ① 宅地建物取引業者等が売り渡すための新築住宅を取得した場合、住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日を取得日とみなす特例措置の適用期限を延長する。(附則第13条の8第1項)
 - ② 新築特例適用住宅用の土地に係る税額の減額措置について、土地取得後住宅新築までの経過年数要件を3年間(本則2年間)に緩和する特例措置の適用期限を延長する。(附則第13条の8第2項)
 - ③ 新築の認定長期優良住宅の取得に係る課税標準の特例措置(1,300万円(本則1,200万円)控除)の適用期限を延長する。(附則第13条の9)
 - (2) 特例措置の廃止
 - 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、免除措置等の期間をさらに5年延長する特例措置を廃止する。(附則第14条の6)

～報告～

- ・5/7 支部5月定例理事会
- ・5/11 支部通常総会(山形グランドホテル)
- ・5/14 新理事会
- ・5/24 県通常総会(ホテルメトロポリタン山形)
- ・6/10 入会審査会(2社)
- ” 支部6月定例理事会
- ” 新旧理事歓送迎会

♥♥はあと会からの報告♥♥

6月10日(木)山形支部女性会員の会「はあと会」による勉強会がありました。今回は「高齢者専用賃貸住宅の見学と研修」というテーマで、天童の福祉のひろば「富士の湯」さんにお邪魔しました。これから加速度的に進むであろう高齢化社会に向けて、お年寄りからの相談も増えてきます。又、自分自身にとっても避けては通れない問題です。出席者の皆様も「明日は我が身」と真剣な表情で、質疑応答も活発になされ、充実した研修となりました。(はあと会代表 丸西不動産/西村ひろ美)

＜＜予 定＞＞

- ・7/2 (金) 取引主任者法定講習会(更新対象者)
- ・7/8 (木) 7月定例理事会
- ・7/13 (火) 業務部学習会

★7/24(土)ビアパーティー開催!!

山形国際ホテル PM5:00～

後日詳しくご案内いたします。お楽しみに～!!

